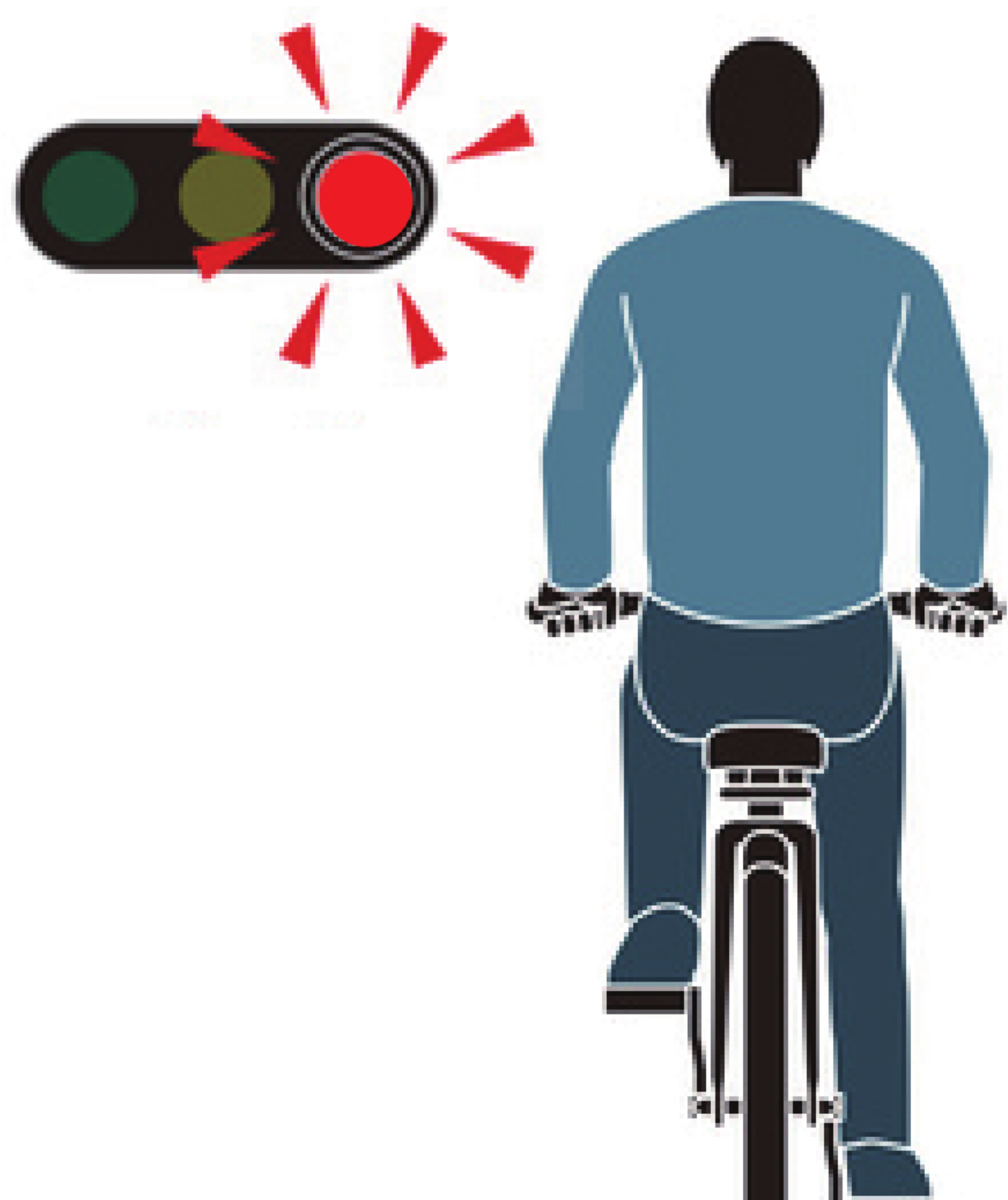


自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視



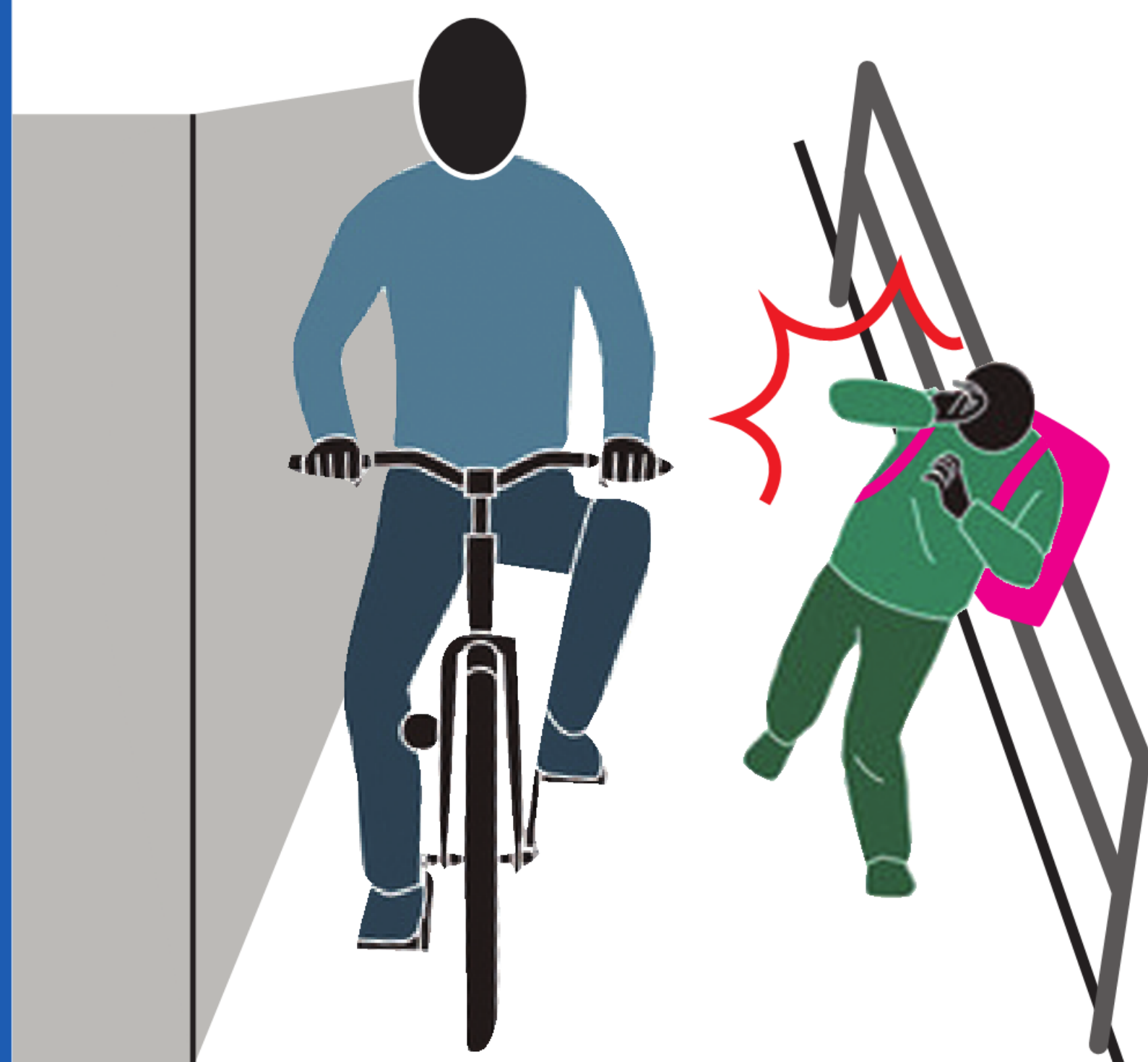
遮断踏切立入り



指定場所一時不停止等



歩道通行時の通行方法違反



制動装置（ブレーキ） 不良自転車運転



酒酔い運転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合
…5万円以下の罰金

1 自転車運転者が
危険行為を繰り返す
●3年以内に2回以上

2 交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を
受けるように命令

3 講習の受講
●講習時間：3時間
●講習手数料：6,000円
（標準額）

自転車 安全利用 五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
5. 子供はヘルメットを着用

2. 車道は左側を通行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- 頭部を保護するために、すべての年齢層でヘルメットを着用しましょう
- 自転車を安全に使うために、定期的に点検・整備を行いましょう
- 事故に備えて自転車損害賠償責任保険に加入しましょう